

遺留分に関する民法特例のポイント（会社向け）

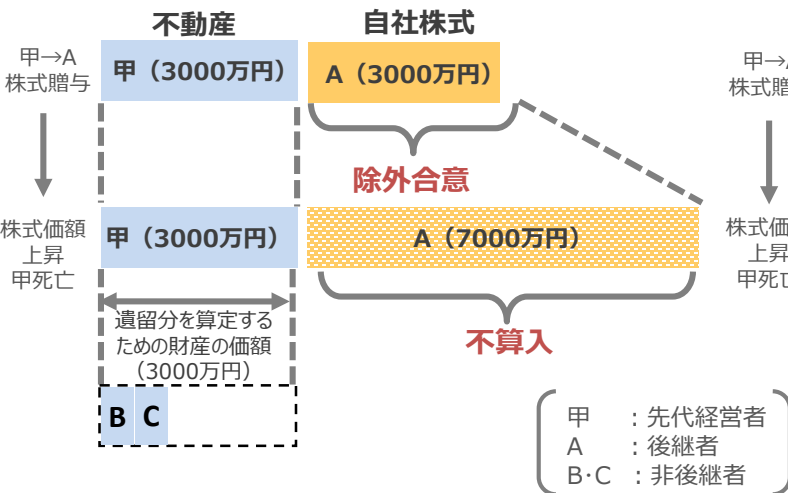
経営承継円滑化法の遺留分に関する民法の特例を活用すると、後継者及び先代経営者の推定相続人全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式の価額について、

①遺留分を算定するための財産の価額から除外（除外合意）

②遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定（固定合意）をすることができます（両方を組み合わせることも可能です）。

①除外合意

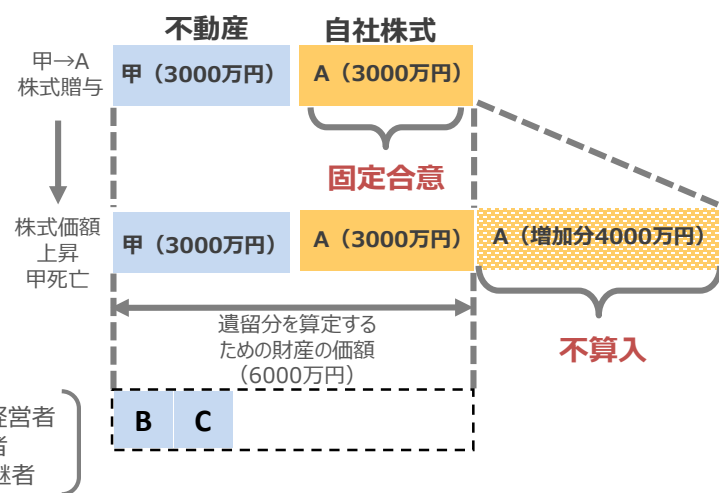
後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができます。



②固定合意

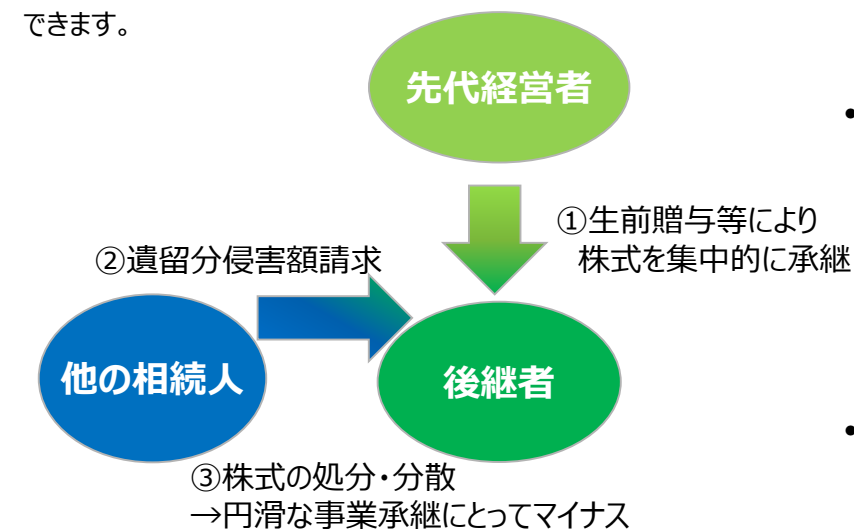
自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。

※ 固定する合意時の時価は、合意の時ににおける相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。



「遺留分」とは

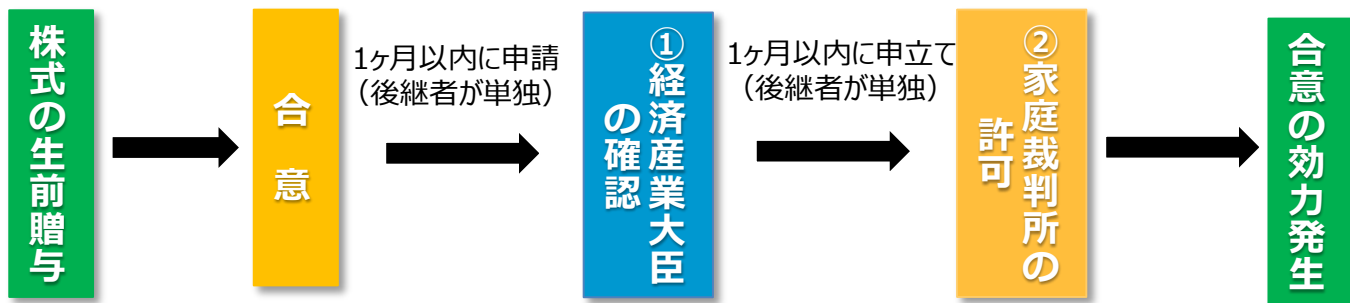
「遺留分」とは、民法上、最低限保障されている相続人の取り分であり、原則として法定相続分の半分が「遺留分」となります。遺留分は被相続人(先代経営者)の意思にかかわらず、相続人全員が確保できるため、他の相続人が過大な財産を取得し、自己の取得分が遺留分よりも少なくなった場合には、遺留分侵害額に相当する金額の支払いを請求することができます。



- 推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分侵害額に相当する金額の支払いを求められた結果、自社株式を処分せざるを得なくなりそれが分散してしまうなど、事業継続の妨げとなる場合があります。
- 遺留分の特例を活用し、円滑な事業承継を実現しましょう。

活用までの手続の流れ

民法特例を利用するには、適用要件を満たした上で、「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。



適用要件

- ①会社
 - ・中小企業者であること。
 - ・合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
- ②先代経営者 (旧代表者)
 - ・過去又は合意時点において会社の代表者であること。
- ③後継者 (会社事業後継者)
 - ・合意時点において会社の代表者であること。
 - ・先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。

① 経済産業大臣の確認

主な作成書類及び添付書類 (提出先：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課)

主な作成書類	主な添付書類
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 確認申請書<input type="checkbox"/> 確認証明申請書 ※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておく、確認書と同時に交付が受けられます。<input type="checkbox"/> 合意書	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し<input type="checkbox"/> 登記事項証明書<input type="checkbox"/> 従業員数証明書<input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等<input type="checkbox"/> 上場会社等でない旨の誓約書<input type="checkbox"/> 印鑑証明書<input type="checkbox"/> 先代経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本等 (法定相続情報一覧図も利用可) ※先代経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本等が必要です。ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。<input type="checkbox"/> (固定合意の場合のみ) 税理士等の証明書

※戸籍謄本等については、家庭裁判所の許可申立てにおいても添付書類とされているため、経済産業大臣に対して確認の申請をする際には、その原本の還付を受けておくことをおすすめします。

② 家庭裁判所の許可

経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所 (※) に「申立書」に必要な書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。

家庭裁判所は、合意が当事者全員の真意によるものであるかどうかを確認し、そのように認められる場合、許可を行います。

(※) 管轄裁判所は、先代経営者の住所地の家庭裁判所です。

【問い合わせ先】 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

◆住所：〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

※確認申請書の提出は、こちらまで郵送で御願います。

◆電話：03-3501-1511 (代表) 03-3501-5803 (直通)

◆中小企業庁ホームページ： <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>